

只木ゼミ前期第1問検察反対尋問レジュメ

文責：1班

1. 弁護レジュメ1頁24行目「刑罰の一貫性」とは具体的にどのようなものか。
- 5 2. 弁護レジュメ2頁16行目以下「可罰的不作為の要件を、法令の規定、契約・事務管理、慣習・条理などによって具体的に定める」とあるが、そもそも慣習や条理は明文化されていないものであるから、具体性を求めることができず、結果として乙説と同様にその基準を明確にすることもできていないのではないか。

以上